

令和4年 第3回定例会

美深町議会議録

令和4年9月12日 開会

令和4年9月16日 閉会

美深町議会

令和4年第3回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和4年9月12日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第34号の提案説明
- 第 7 議案第35号の提案説明
- 第 8 議案第36号の提案説明
- 第 9 議案第37号の提案説明
- 第10 議案第38号及び議案第39号の提案説明
- 第11 認定第1号乃至認定第7号
- 第12 報告第6号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第13 休会日の決定

◎出席議員（10名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 名取 | 明美 | 君 | 2番 | 田中 | 真奈美 | 君 |
| 3番 | 和田 | 健 | 君 | 4番 | 欠 | 員 | |
| 5番 | 岩崎 | 泰好 | 君 | 6番 | 藤原 | 芳幸 | 君 |
| 7番 | 小口 | 英治 | 君 | 8番 | 中野 | 勇治 | 君 |
| 9番 | 荒川 | 賢一 | 君 | 10番 | 齊藤 | 和信 | 君 |
| 11番 | 南 | 和博 | 君 | | | | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

| | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| 町長 | 山口信夫君 | 副町長 | 今泉和司君 |
| 総務課長 | 川端秀司君 | 住民生活課長 | 桜木健一君 |
| 保健福祉課長 | 中江勝規君 | 農務課長 | 山崎義典君 |
| 建設水道課長 | 杉本力君 | 建設水道課上席主幹 | 竹田哲君 |
| 会計管理者 | 後藤裕幸君 | 総務グループ主幹 | 小林一仙君 |
| 企画グループ主幹 | 小野勇二君 | 生活環境グループ主幹 | 内山徹君 |
| 保健福祉グループ主幹 | 和田政則君 | 農業グループ主幹 | 前田直久君 |
| 水道住宅グループ主幹 | 町屋英雄君 | | |

◎教育委員会

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 教育長 | 草野孝治君 | 教育次長 | 大堀裕康君 |
| 教育グループ主幹 | 元岡友之君 | 教育グループ主幹 | 前田貴也君 |

◎農業委員会

| | | | |
|---------|------|------|-------|
| 農業委員会会长 | 藤本博君 | 事務局長 | 山崎義典君 |
|---------|------|------|-------|

◎監査委員事務局

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 代表監査委員 | 水本守君 | 事務局長 | 望月清貴君 |
|--------|------|------|-------|

◎議会事務局

| | | | |
|------|-------|--------|--------|
| 事務局長 | 望月清貴君 | 事務局副主幹 | 丹伊田和博君 |
|------|-------|--------|--------|

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、令和4年第3回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、1番 名取議員、2番 田中議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から30日までの19日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から30日までの19日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました陳情等について申し上げます。国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書について。他、3件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から提出の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書。教育長から提出の令和3年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書。代表監査委員から提出の令和4年8月実施の例月出納検査報告書は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは条例の一部改正3件、財産の無

償貸付 1 件、補正予算 2 件、決算の認定 7 件、合計 13 件です。議会側提出のものは委員会報告 1 件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は、岩崎議員 1 名です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に新型コロナウイルス感染予防対策として、会期中は議場内換気のため一部ドアを開放し、空間除菌脱臭機を設置します。傍聴席には、皆様には座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。また、一般質問の状況をインターネットに録画配信するため、議場内を撮影しておりますのでご理解をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 4 町長から行政報告について発言を求められていますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） おはようございます。いよいよ、9月に入りましたけれども収穫の秋を迎える時期となっているわけでございます。本日、第 3 回の定例会の開会にあたりまして、農作物の生育状況について、まず行政報告を申し上げたいと思います。農作物の生育については、関係機関で 9 月 8 日に実施の生育状況の調査の結果によるものでありますけれども、生育及び収穫作業ともに概ね順調にいっていると伺っているわけであります。今般は、別紙配布の農作物の概要をもって報告とさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件、報告済みと致します。

◎日程第 5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第 5 一般質問を行います。一般質問の通告者は 1 人です。発言時間は再質問を含めて 30 分とします。それでは発言を許します。

5 番 岩崎君。

○5 番（岩崎泰好君） それでは一般質問に入ります。一般質問にあたりまして、今回の質問内容のある 4 番、次期一般廃棄物中間処理施設建設に関わります資料の配布をしたいと存じますが、許可を頂ければと思います。

○議長（南 和博君） 只今、5 番 岩崎君から資料配布の申し出がありました。資料配布に関して賛成される方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（南 和博君）　はい全員賛成です。それでは資料配布を許可しますので、配布をよろしくお願ひいたします。それでは一般質問をよろしくお願ひします。

○5番（岩崎泰好君）　今回の項目は行政に関わる問題です。ゼロカーボンシティ宣言後の美深町の取り組み、進み具合に不安を感じています。美深町は、2022年3月15日、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明し、国内では645番目の地方公共団体となったところであります。近年、国内各地はもとより地球規模で温暖化の進行に伴う大規模な災害が多発し、私たちの生存基盤を揺るがす気象危機は激しさを増して進むことが予想されています。美深町、宣言表明から半年が過ぎようとしています。美深町としての地域脱炭素への取り組みの具体化・加速化について、不安を抱く町民の1人として次の点について伺うものであります。

1つ目は、取り組みに向けた進み具合が見てこない。推進体制そのものがどのような内容になっているのか、という点について伺いたいと存じます。2点目は、実行計画策定など具体的なロードマップは作成していく考えにあるのか伺います。3点目は、環境省は今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ることとしているところですが、我が町にあっては、まずは町民や事業者、関係団体への周知と理解、さらにはその行動を促すアクションが重要かと思うところですが、これらについてどうされるのかということについてお聞きします。4点目は、名寄市を中心にした次期一般廃棄物中間処理施設建設と脱炭素の取り組みというものの整合性が図れるのかという点について、お聞きしたいと思います。また、更なるごみの再生可能資源の分別・資源化、減量化に取り組む考えはあるのかお聞きするものであります。

○議長（南 和博君）　山口町長。

○町長（山口信夫君）　只今、岩崎議員から、ゼロカーボンシティの宣言後の美深町の取り組み、進み具合、こういうご質問を頂いたところでございます。具体的には4点程あるわけでありますけれども、まず美深町におけるCO₂といいますか排出量、これの吸収量の関係についてご報告を申し上げたいと思います。本町は、ご承知の通り面積の約8割を超える広大な森林に囲まれているわけであります。この森林によって吸収されるCO₂の量は、本町における生活、経済活動で排出されるCO₂の量を大きく上回っている状況にあるわけであります。令和元年度に、環境省が試算した美深町におけるCO₂の年間排出量は、約3万8千トンとされております。これに対して本町の森林が吸収するCO₂の量は概算値でありますけれども、排出量の倍近い数字になると算定をしており、カーボンニュートラルという観点では、既に達成しているこういう考え方を持っているところでございます。しかし、環境負荷低減の取り組みは進めていかなければならない、こう考えているわけで

ございます。本町はこれまでも産業分野、生活分野において取り組みを進めておりますけれども、更にCO₂排出の抑制と吸収の助長に向けた取り組みを進めていかなければならぬとこう考えているわけであります。それでは、具体的な質問に入るわけでありますけれども、質問にお答えするわけでありますけれども、まず1つとしては取り組みに向けた進み具合、推進体制、その内容について申し上げるわけであります。まず、4月にゼロカーボン推進室を設置し、住民生活課生活環境グループにおいて推進しているわけであります。現在進めている内容は、これまでの事務事業において実施してきているゼロカーボンに貢献する事業の洗い出しを進めておりまして、これを体系的に整理し、一層の環境負荷の低減に向けた事業を展開とするよう方針化を考えているわけであります。次に、2つ目の実行計画策定などの件でありますけれども、具体的にロードマップの作成についてのご質問でありますけれども、実行計画については、先に申し上げました通り、これまで取り組んできた成果・課題を整理し更なる取り組みへと繋げていくことであり、それぞれの事業展開において、より目的を明確に位置付けていくことが大事と考えております。これまでの取り組みはそれぞれの事業の中でのものであります。これをゼロカーボンの取り組みとして特化したものとしてまとめ上げ、更に全町的な取り組みとしていくよう方針化する必要があると考えているわけであります。次に、3つ目の市民や事業者、関係団体への周知と理解、行動を促すアクションについてのご質問を頂いたところでございます。既に市民や事業者、関係団体のゼロカーボンシティとしての宣言を町としても宣言をし、周知をし、出来ることを取り組んでもらうよう呼び掛けているところでもございます。引き続きゼロカーボンに向けた行動の周知を行い、行動を促して参りたい。事業者、関係団体、こういう皆様方にゼロカーボンに向けた行動の周知を促して参りたいとこういうことでございます。最後になりますけれども、次期一般廃棄物中間処理施設建設と脱炭素の取り組みの整合性についてでありますけれども、議員もご承知だと思いますけれども、先般はあのような形で議員協議会の方で説明の方で説明をさせて頂いたところでございますけれども、施設の建設にあたっては環境省との協議の中で進められておりまして、その辺の整合性はとられるものと考えているわけでございます。分別については、中間処理施設建設との関連で検討を要するものとされておりまして、資源化、減量化については町民の皆様方の協力を求めながら一層推進していくかなければならないと考えているわけでございます。以上が、とりあえず答弁として申し上げておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、町長の答弁にもありました9月2日の次期一般廃棄物中間処理施設建設にあたっての基本設計の概要説明がございました。これには基本方針でごみの

減量・減容化、資源化、エネルギー回収を推進と謳ってございますが、建設時や稼働後の新たなCO₂発生量、あるいはCO₂の削減量についての記載がございません。実際にそういうものがあるのかどうかも含めてお聞きしたいところですが、環境省はエネルギー回収能力の増強の手法の他に、省エネルギーによる温暖化対策もメニューに加えることとしております。提案された内容について検討してみたところですが、1つは水噴射方式による熱の回収というのは、実際はほとんどCO₂回収にはならないのではないかという風に、この中身を見る限りでは思うところです。例えば千歳市なんかでも旧来の水噴射方式から、排熱ボイラー方式への変更をして蒸気の有効利用を図り、CO₂削減量は1,924トン年間削減を進めているようなことも見聞きします。また稼働時間が16時間であるために、炉の立ち上げのための補助燃料が必要になってくると。それが脱炭素の取り組みとの整合性がどうも疑われる。そんなことを感じるところです。これらについては、先程は整合性が環境省のお墨付きだということであるということだったのですが、これらを具体的について町長の見解はどのように考えておられますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私の見解というよりも、何と言いますか。広域の管理者であります名寄市長といいますか、そちらの見解を求めるべきであってね、私の見解をどうだとかという部分ではないような気はします。また細かい数字的な、今ございましたけれどもね。今、その数字を持ち合わせていませんので、何とも申し上げる段階ではないのかな。なお、質問等があれば議員を通して、議会議員もそっちの議会にも参加している議会の仲間としているわけでありますので、そちらの方に伺いを立ててみる必要があるのではないかと思うわけであります。なお、議員協議会等の説明の中でね。担当課長等々も出席しておりましたのでね。そういう部分での質問なら受けておきたいと思うわけであります。

私からの見解というよりも、そういう広域の部分でありますので、管理者、私も副管理者ではありますけれどもね。そういうまず、管理者の考え方をもっていかないとならないとこう考えているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長が言われるように、町長は副管理者の1人です。この次期の一般廃棄物中間処理施設建設という問題は、この脱炭素という国の施策の進み具合とある意味年を並行して動き始めていますよね。中々それが脱炭素の動きが表面に出てこない中で、焼却という施設を造るということの進め方がしてきました。その辺のところで、まさに建築をまもなくはじまるというような段階に来ておりますけれども、しかし、今の世の中の社会状況をがらっと変わってきてですね。やっぱりそれ脱炭素を中心とした例えは公

共施設の建設にあたっても、そういうものがやっぱり重要視されなきゃいけないというところにあって、ちょっと立ち止まってね。今までの一般廃棄物の処理の仕方が、果たして今進んできた焼却という方法でいいのかということですね。考える時期にあるのではないかと。

だからあえて副管理者である町長の発言が大きいから、だから組合は違うから事務組合の中で当然協議もしなければいけないけれども、そういったことは今までではなかったけど、それが新たな課題として出てきたのだと。そうであるならば、それについて一度協議してみる必要があるのでないかと思うところです。それで先程お配りした資料なのです。これ、月刊廃棄物という雑誌が出ていますが、それですね今年の1月号の巻頭言にあります。文章長いのであれですが、用立てて話しますと、2019年の日本の、これは中間、中ほどに書いてありますが、日本の二酸化炭素排出量11億8,000万トン、その内2.8%、3,090万トンが廃棄物の焼却由来によるものであると。環境型社会の形成を促進し、3Rを進める中で廃棄物の焼却処理よりは発電や給湯などの排熱回収という免罪符で正当化されてきたと。一般廃棄物の焼却処分の在り方の再考が、まず求められているのではないか。というそのような見解を示しております。色々書いてありますが。ゼロカーボンを進める中でですね。あと様々な全国の自治体がごみの処理の仕方について、方向転換を始めています。例えば横浜市では今まで5カ所の焼却炉がございましたが、それを4カ所にまずは集約して減らしたと。将来は、焼却処分場は1カ所にすると。そしてごみを資源化に進めていくという方向性をですね。ヨコハマ3R夢プラン、3R夢と書くのですが、スリムプランという中で示して実行に移しています。今、そういう時期にあるので、いざ建設が始まってしまったら、これは後に引けないということはもちろん分かっておりますが、建設する直前であるということを考えると、それらのことをしっかりやっぱりもう一度検討する必要があるのではないかと思っているところですが、それについて是非、町長の考え方をお聞きしたいということなのです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的なこの巻頭言、更には横浜市の状況等々についてお話をありました。もう一度検討したらどうだというお話を伺ったところでございますけれども、広域で取り組んでおられる。そして、うちの議会も議員さんも賛成しておられる。そういう立場であります。そして変更でありますので、財源の捻出の方法だとかそういうこともあろうかと思いますけれどもね。今の段階で再検討するということには中々ならないのではないのかな。そう思っているわけであります。色々な考え方あるわけでありますけれどもね。その辺のことについては、私は、論評は避けておきたい、今の段階では避けておき

たい、こう思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今まで議題に載らなかった中身だと、私は思っています。名寄市にあっては、2021年の11月にゼロカーボンシティ宣言をして、その主な取組の中で市内公共施設の二酸化炭素排出量削減に向けた取り組みを推進するということを1番目に掲げています。組合を構成する美深町、下川町、中川町もゼロカーボンシティ宣言をしています。時代の流れの中で、やっぱり計画の途中にあっても並行して進んできた、この脱炭素という取り組みはですね。やっぱりここに本当にこういう形で焼却炉をつくったらいいのかということの議論に一度戻す必要が、見直しをというのではないですよ。戻して、例えば今この施設で先程具体的に言いましたけれども、たとえ水噴射方式で熱回収は、実際は出来ないものになっていますよね。本来は環境省でいう、このごみの処理方法の2つの方法の1つなのですけれども、大方はきっちりした排熱処理を出来るいわゆる発電に回すとか、あるいは温水に回して有効活用して、それによってCO₂の削減を図っていくという方向性がほとんどなのですね。ただ、この炉は燃やす量が少ないがために、24時間稼働ではないですね。そんなことも考えると中々の発電に結び付けないとあるのかもしれないけど、でも基本的にこういう施策の中で、焼却施設を造るなら造るとしても、そういった環境にきっちり脱炭素に向けた取り組みの中で理解されるような焼却炉にすべきだと私は思うところなのですが、やっぱり問題が出来た時に、これは名寄市を中心とした問題、あるいは名寄地域の事務組合の問題だと投げないでですね。1構成員として、美深町もそこにお金を出す。あるいは今後供用とする20年間、そこを使うわけですから。それに対して今発言しないと、これはずっと後々禍根を残すことになるのではないかと思うのですが、どんなもんでしょうね。町長。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、発言のありました件についてね。それぞれ協議する場がありますので、担当を含めてゼロカーボンのこと、もう一度そういう話が本会議の中で、説明の段階ではなかったのですけれどもね。質問もなかったのですけれどね。本会議の中で、そういう意見が出たのだということを踏まえて名寄市の方に事務局を通してお話を申し上げたい。お聞きしたいと、このように思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 是非、改めた検討をしっかりして、将来に禍根のない未来を担う子どもたちのためにこの施設が有効に活用できる方法を是非取り組みをお願いしたいと思っています。ここで4番目の中で、もう1つごみの更なる再生可能資源への分別資源化、あ

るいは減量化についてお聞きしたところですが、町長の方からは一層の推進を進めるというご答弁を頂きました。私が言うまでもないですが、ごみの減量には排出する側の意識の問題と取り組みの姿勢が大事なところで、それをリードする自治体の姿勢とより一層の工夫が必要と考えています。今、リサイクル率全国1位の町は鹿児島県にあるのですが、そこは名寄市よりも幾分小さな自治体です。大崎町といいましたかね。そこは、このごみの問題、やはり同じ頭を悩ませながら、当初は焼却によるごみ処分と考えて計画を立てたところですが、しかし、掛かるお金が膨大で維持管理にも相当なお金が掛かるということが分かった段階で、この処分場をつくるのをやめました。如何にしたらですね。ごみを分別して資源化することが出来るかという形の取り組みを始めて、今、全国1のリサイクル率を誇る町になっています。そんな取り組みもございます。1つには、その中で生ごみの処理のというのは非常に大きなウエイトを示すと思います。今、その中間処理施設を建設してもごみの総量は変わらないのですよね。そこに生ごみを焼却するというような形に進んでいくと思いますが、しかし、この生ごみの処理にあたっては、この建設にあたっても下川町は、もう既に自分たちが出す生ごみはこの施設には出さないということで、自分たちで堆肥化を進めようというそんな動きもしています。構成する町の中で美深町もそれらのことをやっぱりこれから考えて実行していく、そういう時期に今あるのではないかと思っていますが、とりわけ今ここを肥料の高騰の問題が出ています。高騰する肥料をどうするかという対策も必要ですし、あるいはしっかりした土づくりには堆肥が1番だということも先般の作況調査でもそんな事例が2、3紹介されてきたと思っています。そういう意味では、生ごみをきちんと堆肥化する。あるいは今ある堆肥舎をしっかりと生ごみ、あるいは汚泥も含めて処理できるような施設にしっかりと作り上げることも私たちに与えられた課題ではないかと思っていますが、それらの取り組みどのようにされるか町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） この施設の考え方等については、先の議会等で了解を頂きながら今回は設備費用といいますか、建設費用といいますか、そういうものの財源を含めてありますけれども、変更になるということを申し上げてきたわけであります。そして相談してきた。そういう経過からいくと中々再度検討するとか、そういうゼロカーボンの話が出てますけれどもね。それはそれとして、理解はしているつもりなのですけれどもね。そういうことになるのかな。そういう声が議員仲間といいますか、うちの議会から参加している議員もいるわけでありますからね。そういう空気になっているのかな。その辺を読んでいかないとならないなこう思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 分かりました。それについては分かりましたが、中々納得はできないですが、次に移ります。今回のこの一般質問にあたって質問の要旨を作り上げて、ある機会にある町民の方とお話をする機会がありました。その時に、ゼロカーボンって何ですかって聞かれたんですね。私の用いる限りの説明はさせて頂きました。その一般町民の問い合わせに町長どう答えられますか。ゼロカーボンって何ですかと聞かれた時に。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これまた難しい話で、答弁するのも困ったのですけれども、ゼロカーボンで質問しといて、ゼロカーボンって何ですかって聞く方もどうかなと思って今聞いていたのですけれども、僕も何とも言いようないと思っている。何かねちょっとね。ちょっと変でないかなと思って。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 多分、面食らうと思って今、質問しました。誠に申し訳ないけれども、しかしですね。この問題は環境省は今までの延長線上ではいけないと。そして行動変容を図るというそういう立場から、この事業を推進しなければいけないということを町長いただきましたよね、環境大臣から。ちょっと出てきませんが、これですね。環境大臣名で、国内で645番目の地方公共団体となったということの文書ですね。その中でも出てきていると思いますが、今の延長線上ではいけないと。更には、行動変容を図るそんな取り組みが必要だと書いてございます。町民はやっぱり毎日、年とともに気象変動が起こって、美深町でも温暖化が進み、時折豪雨が降ったり、ちょっと今までにないような気象状況だなということは体で感じながらも、そんな不安を抱きながらも、しかしこの地球上で起きている様々なよりもっと大きな災害や人災や人身問題や紛争やそういった問題に対してやっぱりまだまだ当事者じゃないこともあって、対岸の火事だと思っているのがほとんどだと思います。私も含めて。ただね、そこにしっかりと行動変容を促すような施策を打つていかなければ、これ宣言した以上は、2050年までに実質ゼロにするという形で、先程、冒頭町長は美深は既にそれは達成しているのだと言われましたが、そういう問題ではないと思いますね。でありますから、この行動変容についてですね。やっぱりしっかりとした取り組みを進めなきゃいけないと思うところですが、それらの取り組みについて具体的にどうするこうするということも含めてね、どの時点からそういったことを出発させるのか。先程、実行計画等についても町長の方からは全町的な取り組みとして、これらを旧来のものを整理して次の実行計画を作るようなニュアンスの発言をされましたが、これらについては、いつまでに作り上げて実際にスタートするのか、その辺についてお聞きした

いと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ゼロカーボンの話でありますけれどもね。美深のような、いってみれば農村地帯といいますか、山林地帯といいますか。そういうものと大都会のいう大都市でのゼロカーボンの認識というのは少し違うのかな。そして国でいうところのやつが違うのかな。そんな考え方を基本的には持っております。ただ、そうは言うものの、うちは長年に渡って特に私の時代になりまして、ゼロカーボンといいますか色々な施策を打ってきたつもりであります。例えば、堆肥化の問題だとか、土づくりの問題だとか、山づくりの問題だとか、更にはＬＥＤといいますか、そういう問題だとか、ただ色々な対策を打ってきたのだけれども、その辺の整理は各課でやる必要があると。そしてそれを事務局で整理をしながらさらに、次の段階で何をするかということを具体的にするには少し時間が掛かるよと、こういうことを申し上げているわけでございますけれども、少しニュアンスが違うのではないか。先程の質問もそうでありますけれども、ゼロカーボンの話の中で町民は、町民といいますか、議員さんもそうでありますけれども、何をするのだろうというような話もありましたけれども、私としては、そのやってきた仕事を整理しながらね。そして山の吸収量もCO₂の吸収量もそうでありますけれどもね。新たなことには、その何というのですか。50年まで何をしなければならないと具体的な話になるわけでありますけれどもね。例えばここで火力発電をするとか、やめるとかそういう話にはなっていかないのではないか。そして、先の議会の質問でもありましたけれども、全国、道内1、2で手を挙げている市町村のようにそれについては、手上げ方式はやらないと、ということは申し上げてきてね。大体そんなことで理解はされているのかなとそんな風に思っています。だけど、気候変動のことを含めてね。分別だとか、物の分別だとかということも含めてね。これ進めていかなきゃならない。そしてただ、我が町の取り組みとしては進んでいく。進んできたと、進んでいると。進めてきたという施策で、ずっと進めてきているわけでありますからね。その辺については、理解をしてもらわなきゃならないなと思っている訳です。ただ、今の段階では新たな項目について具体的に、こうこうしたいという事は中々、それは構想はありますよ。いっぱい。色々な構想を持っておりますけれども、構想1を実現するにも4年も5年も長いものでは10年もかかるわけでありますから、そう簡単にポンポン、ポンポンとする、出来るものでもないかなと思っている訳であります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 前回の一般質問の中では、推進室を設けて取り組んでいくと。3月議会、前々会ですかね。という答えはありました。様々な計画やロードマップについて

は、そこを作り上げて、それからしっかりと内容を詰めていくという話はございました。その時に私は、2050年が目標なのだけれども、2030年目標達成に向けた全国の取り組みについて手を挙げていく必要はないのかとお話を最後にしました。それも含めて、検討するということはお聞きしました。それに手を挙げてやらないということは、いつの時点で発表したのですか。

○町長（山口信夫君） その時点で言ったじゃないですか。

○5番（岩崎泰好君） 手を挙げないということだったのですか。それはじゃ、私の聞き違いですね。そうですか。分かりました。今、町長は様々なことを先進的に進めているという話をされました。美深町にあっては、平成24年3月に策定した地球温暖化対策実行計画美深町CO₂排出量削減計画というのがございます。それについては、10年のスパンで終わりが平成32年度までの10年間とした計画です。それぞれこれについての評価等も出してきたと思いますが、それ以降、様々な町村では第2次の実行計画というのを策定して進んできた自治体も沢山あります。ところが、美深町は第2次も策定しないまま今日まで至っているんじゃないですか。それが、色々な様々なことを積極的に推進してきたとはならないと思いますよね。ましてや、これらの結果についての報告書もどうなのか、報告書を出したのかもどうなのかもよく分からない。こんな状態が、実は美深の実態だと私は思っています。町長は自分でやって、推進的にやったと自慢しておられるけれど、申し訳ないけどこれが現実じゃないですか。やってきたのであれば、これも第2次の取り組みしっかりと取り組んで今日まであり、そこにゼロカーボンシティ宣言というのが繋がってくるんじゃないかと思っていますが、どうなんでしょうね。それ以上に、疑問に思っています。これらの取り組みについても、要するに既にこのゼロカーボンは達成しているから、そんな大した取り組みをしなくても良いというような、そんなニュアンスに聞こえてきますが、それで良いのでしょうかね。本当はこの取り組みと言うのは、今日出した問題よりももっと大きな問題、地域のエネルギーの問題が実はあるのですね。そのところをどうするのかということも限られた時間ですから、中々出来ないので今回はこれはそのエネルギーの問題は省きました。省いて、いま現実に町が進めているホームページだとか、あるいは7月号の広報で示したような町民へお願いする取り組みについてですね。書き出している部分について中心に今進めてきたつもりですが、何とかですね。これ皆で、やっぱりきっちとした方向性と、あるいは推進室も中身どうなっているのですか。誰々が構成して、どんな会議を何回開いて、今日に至っているのですか。そんなことも含めてですね。しっかりと町民に示していくことが必要なのではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 前回、答弁していると思いますけれども、ゼロカーボンの推進室といいますか、推進体制を整理するよということを申し上げてきたつもりであります。それで具体的に4月1日の人事の中で、住民課長を事務局長とするという推進室の室長です、という形。具体的には各課長、まだ発令はしておりませんけれども、各課長に推進室の会員になってもらおうと、こういう考え方を基本的にもっております。それがこの議会が終わって、なるべく早い時期に整理をしたいと思っているわけでございます。それと、ちょっと不満といいますか、課題といいますか、その事業者といいますか、起業家といいますか、そういう一般市民もそうでありますけれども、ゼロカーボンの取り組みが過去何年もゼロカーボンという言い方をしてなかったと思いますけれども、堆肥をつくって、使用だとかそういう部分、LED等は一定の進み具合を示しておりますけれどもね。分別の仕方だとかごみの分別の仕方だとか、そういうものもあるかと思います。例えば、そういう面ではいち早く我が町としては取り組んできたつもりであります。そういう意味で、一定の企業といいますか、事業者といいますか、そういう方、市民さらには、そういう面でも新しいゼロカーボンという考え方として出てきたので、より一層それが理解されるように担当課といいますか、推進室を通じてこの辺のことを進めていきたい。そう思っているわけであります。若干の本当に岩崎さんが心配されるような面も、中にはあるのではないか。ただ、そのためにはやっぱり起業家なり市民なりが一層ゼロカーボンといいますか、そういう温暖化といいますか、そういうものについて理解を進める必要があるのではないかと思っております。その辺については、理解しているつもりでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） その通りなのですね。多くの方にやっぱり1つは、きちっとした啓発をしなければいけない。そして1つは理解をしてもらわなきゃいけない。そして、ではどう取り組むかということを主導するのは行政ですよね。行政がしっかりしないと、それは進んでいかないという風に思っていますが。同じことの繰り返しになりますので、そのことは是非検討課題として取り上げて下さい。それと、環境省に提出したゼロカーボンへの取り組みの一覧表があります。全国で、8月末現在ですかね。766自治体がこれに参加して、人口カバー率にすると94%、総人口に占める割合が上がってきてています。町長がそのこの取り組み大都市がどうのこうのとか、小さなうちらのような環境のところがどうのこうのという話をされるけれども、これ全国的な取り組みなんですね。それは先程から何度も言っているように、行動変容を起こさせると。旧来の取り組みでは駄目だと言っているのですね。そこを美深町として、どう取り組むかということをしっかり方針と方向性を示してですね。具体的にこれをすれば、これだけ減るのですよということを示してい

くようなそんなことを取り組みとしてしなければいけないと思うところですが、それについてご意見を頂くことと、時間ありませんからもう1点だけ。3月の議会では、私はゼロカーボンシティ宣言をすべきだということで質問をしました。町長は、ゼロカーボンシティ宣言は、方針の中で推進するという形でもう既に進めているのだというような答弁だったと理解します。それについては、ホームページの4月15日付でしたかね。ゼロカーボンシティ宣言しましたということを書かれています。ごめんなさい、そうですね。それともう1点は、7月号の広報びふかで一面使って、ゼロカーボンシティ宣言のことを触っています。

○議長（南 和博君） 岩崎議員、時間が無くなります。

○5番（岩崎泰好君） はい。それなので、最後にですね。この推進にあたっては、実は宣言文がないのですね美深町。近隣町村を見ても名寄市、あるいは中川町、下川町もそれぞれ自筆で署名しながらしっかりとしたゼロカーボン宣言を出しているのですね。宣言した以上は、これらの宣言文をしっかりと改めて文章化してしっかりと残しておくという必要かと思いますが、それについてお聞きして最後にします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ゼロカーボンの宣言の方法については、前回もお話し申し上げた通りでありますて、色々な方向があるのだと。そして国に向けても議会等で宣言しました。宣言といいますか、やるという方向を出しましたと。進めると。こういうことで理解をされて環境省からお墨付きももらったということありますからね。色々な方法はあると。近隣も宣言文を1枚の紙でありますけれども、中身がそれぞれ濃いのだと思いますけれどもね。それなりの宣言をしていると思っております。ただ我が町においては具体的な昔からの取り組み等があるものですからね。それを整理するのが先で、総合計画なり更には行政評価調書ですか。国に出すやつ等々で17の取り組み等々について整理して少しは出したつもりでおりますけれどもね。まだまだ事業者といいますか、個人といいますか、町民といいますか、という部分でね、取り組みが弱いのかな。弱ければ、こういう意味だよという事を、更に広報等で発表しなければならないな。そして協力を求めていかなきゃならん。ただ行政として我が町の町民もそうでありますけれども、企業なり事業者は何でも行政に自分たちでやろうとする考え方というのは、あまりないような気が。そういう町の雰囲気があるのかなと感じがしているところがあるなと。まず自分たちでそういうことをね。改善する考え方を持たないと物事は進んでいかないのではないか。そういうことを含めてね。ゼロカーボンの取り組みを、更に更に進めていかなきゃならんと、このように思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員の質問は以上で終わります。

これにて一般質問は終わります。

議場が暑くなっていますので、暑い方は上着を脱いで構いませんのでよろしくお願ひします。

◎日程第6 議案第34号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置について、地方公共団体の国家公務員との権衡を踏まえることが求められていることから、国家公務員の措置に準じて改正するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げて、提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きますので、議案書1ページからでございます。議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料で説明いたしますので、何枚かめくって頂きまして6ページですね。6ページ開いて頂きたいと思います。資料ということで、概要を付けてございます。改正の趣旨については只今、町長から提案説明があった通りですけれども、ちょっとボリュームのある条例改正になってございます。従前ですと新旧対照表で資料を付けてございましたけれども、条項の前文の追加ですか、そういう長い改正内容となってございますので、これは税条例の改正の例にならってですね。条項ごとに改正の要旨を記載したものを資料としてございますので、これに従ってご説明させて頂きたいと思います。条文ごとに、改正の内容ごとに条文ごとに改正してございますが、1つは取得制限の緩和ということで改善になっておりますし、もう1つが非常勤の育児休業に関するその規定が、今回新たに追加をするということで、大きく2つの改正になってございます。育児休業の中で非常勤職員が取得する場合の改正規定について、次の7ページの方にまとめて記載してございますので、要件の緩和ですね等に関する改正についてます6ページの表で説明させて頂きますけれども、まず第2条の2、これは法律の改正に伴いまして、この条例が引用している条文、この条ずれがございます

ので、その整理をしましたという内容でございます。次に、第3条と第3条第5号の改正でございますけれども、これが育児休業の取得回数制限の緩和をされまして、原則2回まで取得可能となったことによりまして、現行は条例で定める特別の事情がある場合に限って再度の取得、2回目の取得が出来るということでなっておりますけれども、これが2回まで取得出来ますので、従来の育児休業等計画書によって申し出た場合は、再度の取得が出来るという内容になっておりますけれども、この規定に関する条文の削除ですとか、あるいは整理を行うという改正がこの3条と第3条第5号の改正となってございます。次に、第3条第7号の改正。これは、任期付き職員に関する規定でございます。現行規定では、任期の末日をこういった育児休業をすることは出来ないということで、ただその任期の更新、または引き続いて採用がなされたときは、再度の取得の取り扱いということとなってございましたが、この場合もその取得回数の制限について緩和をするというそういった改正となってございます。その下、第3条の2の改正。これは子の出生後8週間以内におけるその育児休業の取得回数制限の緩和と、これは2回までにするという内容でございます。その下、第10条第6号の改正が、これは第3条の改正で育児休業等計画書に関する規定が削除してございますので、育児短時間勤務この承認の請求を新たな育児短時間勤務計画書に行うというこういった改正でございます。次に、7ページですね。非常勤職員の育児休業取得に関する規定を追加をするということで、ここに記載の第2条第3号から第18条第3項まで7つの条項についてですね。一部改正あるいは全文追加の改正となってございます。附則第1条が施行期日でございまして、令和4年10月1日から施行するということでございまして、第2条につきましては経過措置でございます。この条例の施行日前に、育児休業等計画書を提出した職員にかかる適用に関する経過措置となってございます。以上、議案第34号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第34号の説明を終了します。

◎日程第7 議案第35号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第35号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第35号の職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は、国が進めるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、令和4年2月か

ら実施している保育士等の処遇改善事業が延長されたことに伴い、幼児センターで保育に従事する職員に対し支給している保育士等処遇改善臨時特例調整手当の支給適用期限を令和5年3月まで延長する改正をするものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の8ページお開き頂きたいと思います。議案第35号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして、資料を付けてございます。これらの新旧対照表を付けてございます。只今の町長の方から説明ございました通り、本年2月から実施しています処遇改善事業、これが来年3月までですね。延長されたということで、それに伴う条例の改正です。改正の内容につきましては、附則の改正でございまして、令和4年の第1回定例会で、この議案第8号で改正してございますが、その時に現行のこの条例に対して処遇改善の臨時調整手当、これを1項目追加してございますけれども、これは时限立法の扱いをしてございまして、本年の9月30日をもって自動的に旧条文、要するにこの特例調整手当がない条文に置き換わるという、そういった改正を附則の中にしてございまして、この令和4年10月1日から施行するというのが元々のこの臨時調整手当のない条例を施行するという改正の附則になっておりますけれども、これを令和5年4月1日から施行するということで、従って現行のその保育士等処遇改善臨時特例調整手当、これを令和5年の3月まで支給をするという内容に改める改正となってございます。条例の施行期日につきましては、公布の日からするものでございます。以上、議案第35号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第35号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第36号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第36号 美深町遠距離通学児童生徒の通学補助条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第36号 美深町遠距離通学児童生徒の通学補助条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は美深町特認校制度の導入により、美深町市街地から美深町立仁宇布小学校又は仁宇布中学校に通学する児童生徒の通学費について、遠距離通学児童生徒の通学補助の対象に加える改正を行おうとするものであります。

よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書10ページをお開き頂きたいと思います。議案第36号 美深町遠距離通学児童生徒の通学補助条例の一部改正について。美深町遠距離通学児童生徒の通学補助条例の一部を改正する条例を次のように定める。この1枚めくって頂きまして、資料をお付けしてございます。新旧対照表で第2条と第3条の改正でございますが、まず第2条の改正、3号を加えまして特認校制度という用語の意義をここに追加する内容となっています。これは、第3条の改正のそれに関連する改正ということでございます。第3条に但し書きの部分を追加するということでございますが、現行のこの補助対象となるもの、児童生徒の対象者につきましては、美深市街地域に居住する者を除くというそういう項目になっておりましたけれども、これを但し書きを設けまして、特認校制度により通学する者はこの限りではないという改正です。美深市街地域に居住する児童生徒は通学補助の対象外となっておりますが、特認校制度による通学する者については、この適用を除外をするという改正でございます。条例の適用につきましては、令和5年4月1日からの施行ということでございます。以上、議案第36号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第36号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第37号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第37号 財産の無償貸付についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第37号 財産の無償貸付について提案説明を申し上げます。この財産は、旧恩根内小学校の建物と土地であります、平成29年10月から恩根内在住の工藤貢氏へ無償貸付を行ってきましたけれども、この9月30日をもって、5年間の貸付期間が満了となります。これに伴って、今後の利活用について協議を行ってきたところ、これまで同様、地域住民との関りを大切にしながら、芸術活動と情報発信の場としての継続的に活用して頂くことが、地域の振興に資するとの考えから、引き続き工藤貢氏に対し、建物と土地について無償貸付をするよう取り進めたいと考えております。よろしく原案決定くださいますよう、よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げて提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書12ページでございます。議案第37号 財産の無償貸付について。財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。1、貸し付ける財産（1）建物 所在が美深町字恩根内25番地。構造が鉄筋コンクリート造。延床面積が1,034.02m²。（2）土地、土地これ2筆ございまして、まず1筆目が字恩根内25番地の内3,370m²、もう1筆が字恩根内27番地1の内、640m²、合わせまして4,010m²ございます。2、貸し付ける相手方 美深町字恩根内25番地 工藤 貢。貸し付ける理由 本財産は、芸術活動の場や情報発信の場及び地域振興やまちづくりに資することを目的とし、地域の活性化と継続的な事業展開をするため、無償で貸し付けるということで、貸付期間の更新ということでございます。その貸付期間が、令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間とございます。当初、平成21年度10月1日からこの旧恩内小学校の建物、校舎・敷地について貸し付けをしてございまして、当初3年間、そして次、24年の10月1日から5年間、更に29年の10月1日から5年間という事で今回、更にこの期間を5年間更新するというそいういった内容でございます。以上、議案第37号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第37号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第38号及び議案第39号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第38号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第4号）及び議案第39号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第38号及び議案第39号で提出しております一般会計及び介護保険特別会計の補正につきまして一括して提案説明を申し上げたいと思います。初めに議案第38号 令和4年度の美深町一般会計補正予算（第4号）でありますけれども、説明を申し上げます。過年度事業の精算に伴う返還金、施設等の修繕などについての補正をするほか、10月1日地方公務員共済組合法が改正されまして、これまで被用者保険が適用されていたパートタイム会計年度任用職員が地方公務員共済組合に制度変更となり、短期給付等適用されることになったことに伴い、各款において共済費及び負担金を組み替える予算とするものであります。この他、商工費の商工会補助金では、新型コロナウイルス感染症緊急対策第10弾で行っている感染防止対策強化支援事業の事業量増に伴う補助金の追加、教育費では中止となった町民大運動会に替えて実施するびふかスポーツフェス

タ開催経費の追加、職員給与費では支給適用期限が令和5年3月までと延長される保育士等処遇改善の臨時特例調整手当を追加いたす予算とするものであります。次に、歳入につきましては、不足する財源については前年度繰越金で措置するほか、特定財源及び臨時財政対策債について整理しております。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ3,927万7千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ53億3,817万1千円となるものであります。次に、議案第39号を申し上げます。美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでありますけれども、今回の補正につきましては歳出では、令和3年度の実績確定により超過交付となった国・道の負担金等に返戻金を追加するほか、介護保険システム改修経費及び保険給付費内の所要の補正を行うものであります。歳入につきましては、これらの財源として国庫補助金、一般会計繰入金及び前年度繰越金の他、返還金に係る財源として、介護給付費準備基金繰入金等を充当するものであります。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ1,420万6千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億939万4千円となるものでございます。以上、一般会計及び介護保険特別会計補正予算の提案説明とするわけでありますけれども、よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは、別冊で配布しております議案第38号を説明いたします。議案第38号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第4号）。令和4年度美深町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 中江保健福祉課長。

○保健福祉課長（中江勝規君） 議案第39号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案書ご覧ください。議案第39号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第38号及び議案第39号の説明を終了します。

◎日程第11 認定第1号乃至認定第7号

○議長（南 和博君） 次、日程第11 認定第1号 令和3年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 令和3年度各会計の決算審査をお願いするにあたりまして、認定第1号から第7号まで全7会計の決算状況を先ずもって説明を申し上げます。まず一般会計の決算について申し上げますけれども、令和3年度は西団地公営住宅建替工事や美深厚生病院の電子カルテ導入支援のほか、新型コロナの緊急対策、更には新型コロナワクチン接種事業などを実施した訳でございます。決算としては4億4,043万、7%程の減額であります。歳出でも5億7,350万、9.5%程の減額でございます。いずれも前年度を下回る決算規模となっておりますけれども、歳入では町税の徴収率は前年並みとなった一方で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は、前年比で3億9,091万円の大幅増額となっているわけでございます。地方債については、町債残高が前年度より4.5%減少しておりますけれども、なお、基金については財政調整基金や公共施設整備基金への積立てなどによって年度末残高が増加している状況にあります。こうした財政運営によりまして、実質収支は3億9,374万円の黒字となったわけでございます。この決算剰余金については、1億9,690万円を財政調整基金に編入を致しまして、残る1億9,684万円を令和4年度に繰り越したところであります。次に、認定第2号 令和3年度国民健康保険特別会計決算について説明を申し上げます。加入被保険者数が引き続き減少傾向にありますと、前年度と比較して33人程減少しております。国保税についても、5.1%の減少となったわけであります。医療給付費は入院件数の増加などにより、医療費全体として4.8%の増加となりまして、国保会計歳出総体では3.6%の増加となっております。これによりまして、令和3年度の決算額は歳入総額で5億6,634万7,391円、歳出総額では5億5,878万569円、差し引き756万6,822円の黒字となっているわけでございます。この内、380万円を基金に編入し、残りの376万6,822円を翌年度に繰越したところであります。なお、国保財政調整基金の年度末残高は840万2,905円増加を致しまして、1億5,526万5,425円となっているわけであります。次に、認定3号についてでありますけれども令和3年度後期高齢者医療保険特別会計決算について申し上げます。加入被保険者が前年度より24人減少しておりますが、被保険者の所得が増加していることにより後期高齢者医療保険医療保険料については1.1%の増加となっているわけでございます。これによりまして令和3年度の決算額は歳入総額8,145万4,807円、歳出総額8,137万7,327円、差し引き7万7,480円を翌年度に繰り越したところでもあります。次に認定第4号でありますけれども、令和3年度介護保険特別会計決算について申し上げますけれども、要介護・要支援認定者数は前年度と比較して0.9%減少をしているわけであります。保険給付費についてはサービ

ス利用の減少により前年度と比較して2.0%の減少となったところであります。これによりまして令和3年度の決算額は歳入総額5億4,683万6,374円、歳出総額5億4,572万5,919円。差引き111万455円を翌年度に繰越したところであります。なお、介護給付費準備基金の年度末残高は、1,395万増加をして6,581万8,908円となっているわけでございます。次に認定第5号 令和3年度北部簡易水道事業特別会計決算について申し上げますけれども、歳入における水道使用料については、一般1種以外は減少し、前年度と比較して3.7%の減となった次第であります。また歳出においては、令和6年度からの公営企業会計適用に向けた固定資産調査業務を実施したところであります。これによりまして令和3年度の決算額は、歳入総額では2,710万9,896円、歳出総額では2,422万1,807円、差引き288万8,089円を翌年度に繰越したところであります。次に、認定第6号 令和3年度下水道事業特別会計決算について申し上げます。今年度は、公共下水道事業長寿命化計画に基づく浄水管理センター機械設備の改修工事、個別排水処理事業設備の維持補修などを行ったほか、令和6年度から公営企業会計適用に向けて固定資産調査業務を実施したところでもあります。決算額は歳入・歳出ともに2億5,085万9,249円となります。これは歳入の不足額を一般会計から繰り入れているため、歳入・歳出同額の決算となるものでございます。最後でありますけれども、認定第7号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計決算について申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましては、清潔で安全な水を安定的に供給するために、水道施設の計画的な更新・維持管理をするとともに事業の経営効率化に努めて参ったところであります。財政面では、収益的収支で1,337万9,406円の純利益が生じ、年度末利益剰余金は4億1,488万90円となったところであります。また資本的収支につきましては、3,838万40円の不足が生じておりますけれども、減債積立金、内部留保資金等をもって補てんしているものであります。この結果、翌年度繰越現金は3億5,140万6,855円となったところでございます。以上、令和3年度の一般会計と5つの特別会計及び中央簡易水道事業会計の決算概要についての説明をいたしましたところでございます。よろしくご審議頂き、認定くださいますようお願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で認定第1号乃至認定第7号の説明を終了します。これから認定第1号乃至認定第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。

お諮りします。本件については議長及び9番 荒川議員を除く8人の委員で構成する決

算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。お諮りします。只今、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第4項の規定により名取、田中、和田、岩崎、藤原、小口、中野、齊藤各議員の8人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は只今申し上げた8人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により決算審査特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び決算審査の日程の決定をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時15分と致します。

休憩 午後1時00分

再開 午後1時14分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に小口委員、副委員長に中野委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月14日、15日の2日間と決定しました。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第12 報告第6号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第12 報告第6号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。はじめに、総務住民常任委員会の報告です。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 閉会中の事務調査の報告を行います。総務住民常任委員会では、

下記の事項について、閉会中に所管事務調査を行ったもので、会議規則の第77条の規定により報告するものであります。調査日は令和4年8月5日、調査事項の1つ目として町内公共交通の利用実態と課題について。本町においては、高齢化により日常生活での移動の負担が大きくなった住民の足の確保と、公共交通空白地の解消を目指し推進してきた事業が町内の住民の暮らしの支えとなっています。過去5年間の利用実績では、フレンドバスにおいて令和2年及び3年は新型コロナウイルス感染症の影響による利用減少が見られますが、郊外路線は減少幅が小さく、生活に根付いた利用がなされております。また、デマンドタクシーにより空白域がカバーできたが、利用状況は地区により偏りが見られます。利用者が少ない地域は、現在対象者が少ない状況でありますけれども、今後も高齢化が進行することから継続が必要な事業と言えます。利用者からの要望や苦情も少なく、多くの人が受け入れている状況と思われるが、今後も住民のニーズに合った事業展開が大切であり、現状分析、ニーズ把握がより重要となってくるものと考えております。2番目として、地域交通活性化協議会の現状と課題についてであります。協議会は該当地域の代表や各種団体、運行関係者など20名で構成し、協議の場を設けて情報の共有を図っています。住民からの要望、ニーズ把握は住民生活課で行い、運行体制を管理する総務課と連携して対応していますが、スクールバスを運行している教育委員会も含め、各担当間での必要な情報の伝達はもちろん、今回の調査で作成された資料を基に関係者で利用の実態や統計から見える課題を共有し、対応を協議していくことが重要であります。最後に調査のまとめとして、我が国では高度経済成長により自家用車が急速に普及し、自由で短時間な移動が可能となるなど、住民の暮らしが大きく変化しました。平成に入ると核家族化や高齢化等により移動困難者の問題が表面化し、地方の公共交通の在り方が問われ始めました。本町は住民の暮らしを支えるため、移動手段の確保や公共交通空白地解消のための対策を進めており、住民生活の利便向上に寄与しています。また、近年は高齢者の交通事故が社会問題にもなり、新たな課題が出てきている状態であります。こうした背景からも現在進めている公共交通の各事業は、運転免許を返納した人にとっても暮らしの下支えとなる事業であり、人口減少が進む厳しい環境下においても現行の事業を継続し、より住民ニーズを反映し充実した制度となるよう研鑽し、住民生活を守っていくことが必要であります。今後は空白地の解消等から次の段階への事業展開が必要であり、現在行っている買い物支援事業の充実や休日の運行など新たなサービスが求められることも想定され、総務課、住民生活課、教育委員会に加えて保健福祉課とも連携を進め、時代の要請に対応できるよう、これまでの枠にこだわらない新たな発想が加わることを期待したいところであります。以上を申し上げて報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ、次、産業教育常任委員会の報告です。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 産業教育常任委員会の所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について、閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告をするものであります。報告書の朗読をもって、報告に代えさせて頂きます。調査日は令和4年7月27日。調査事項の1つ目は、水田活用の直接支払い交付金制度についてであります。調査内容は、美深町への影響と対策について。聞き取り調査によるものです。現状と課題については、5点程にまとめ挙げております。国が示した現行制度見直しの影響は、営農活動の様々な分野に及ぶことが懸念されるとして、1つ目には直接支払交付金の令和3年度から令和4年度の減少は、試算額でおよそ4,200万円となるという現実。2つ目には、対象となる農地の管理の厳格化により、会計検査の返還対象になるという厳しい対応も予見される。3つ目には、土地改良区への加入者賦課金減少により、土地改良区の運営に大きな影響が予想され、施設管理が出来るのか懸念をされるところがあります。4つ目には、直接支払交付金は、令和3年度からの比較で令和9年度の減少額は約2億円を超えるとの試算もあり、町の税収減も予想されるところです。固定資産税では、評価替えが3年に1度あり、基準値の動向に直接売買価格や賃貸価格の影響が出てくることが懸念されるところです。5つ目には経営者の高齢化の現状から、値段が高いうちに農地を手放したいという心理が働き、離農が増えることが考えられ、農地の流動化や耕作放棄地が増える危惧や不安要素がございます。調査のまとめとしましては、制度の見直しが及ぼす影響や懸念する項目が多岐にわたっており、農業を基軸とするわが町にあっては、しっかりした対策対応を進めていく必要があるという点です。また町村会や農協をはじめ、様々な関係分野で要望などが出されており、北海道一丸となって国への要望活動を推進するとともに、我が町の農業の将来の在り方について、議論を活発にして課題解決のための策を構築すべきであるとしています。次に、調査事項2です。生産資材の高騰の現状と農業への影響について調査を致しました。調査内容は、生産資材の高騰による農家負担についてです。調査方法は、聞き取りによります。現状と課題については、生産資材の高騰による影響額は、JA北はるかで令和3年度に購入した同量を令和4年度に購入するとした場合、高騰比78.5%で金額にして約1億円となる現状でございます。影響額分を農家の方に補てんする手法は補助金ではなく給付金という形で出来るだけ早めにチェックをして、農家の方の手元に早く支払いをしたいという考え方のもと、速やかな申請行為をしてもらうた

めに一定基準を設け、該当する方については一定の給付額を給付するという方向でございました。配合飼料に対する支援策については、国の制度として価格安定制度と肉牛では肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）という収入と経費が逆転した場合に経費の9割分を支援する制度があり、個人が負担している積立金に対しての支援を行うとしております。調査のまとめとしましては、生産資材の高騰による影響は、営農意欲の根幹に関わるほど大きな問題であるという1点です。早急かつ適切な対応を進めることで、農業従事者に安心感を与えることになる。町の適切なる対応が今後予定されていることが評価をするところです。また、経済的な不安定要素は今後も続くことが予想され、価格転嫁の対応にも難しいこともありますし、支援の仕方の継続と少しでも自賄いの肥料や飼料の供給に力を入れ、経費の縮減と経営安定に繋がる施策が求められるところであります。以上、調査のまとめと致します。議員各位のご賛同いただき、調査報告とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私は斑渓地区のですが、堆肥場の堆肥のことできちんとお聞きしたいのですが、町外100%なら問題ないのですが、町内にも流出している話も聞きますけれども、あそこの堆肥場の堆肥の有効利用の観点からですね。どのくらい需要があって、納入しているか分かれば教えて頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 堆肥場の現状、どの程度の生産量があり、あるいはどの程度の販売があり、そして現状はこうなっているという状況につきましては、調査をしておりません。ですから答えるわけにはいきませんので、ご了承頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） よろしいですか。他、なければ以上で報告を終わります。

◎日程第13 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第13 休会日の決定の件を議題とします。お諮りします。13日から15日までは議案審査並びに決算審査特別委員会のため休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、13日から15日は休会とします。以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

散会 午後1時30分

令和4年第3回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和4年9月16日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第1号 委員会報告 令和3年度美深町一般会計決算の認定について
- 第 3 認定第2号 委員会報告 令和3年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 4 認定第3号 委員会報告 令和3年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 第 5 認定第4号 委員会報告 令和3年度美深町介護保険特別会計決算の認定について
- 第 6 認定第5号 委員会報告 令和3年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 7 認定第6号 委員会報告 令和3年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について
- 第 8 認定第7号 委員会報告 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第35号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第36号 美深町遠距離通学児童生徒の通学補助条例の一部改正について
- 第12 議案第37号 財産の無償貸付について
- 第13 議案第38号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第4号）
- 第14 議案第39号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 意見書案第3号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 第16 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第17 意見書案第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について
- 第18 議員派遣の件

- 第19 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について
第20 議案第40号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第5号）
第21 同意第1号 教育委員会委員の任命について
第22 同意第2号 教育委員会教育長の任命について

◎出席議員（10名）

| | |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君 | 4番 欠員 |
| 5番 岩崎泰好君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 小口英治君 | 8番 中野勇治君 |
| 9番 荒川賢一君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 南和博君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

| | |
|----------------|------------------|
| 町長 山口信夫君 | 副町長 今泉和司君 |
| 総務課長 川端秀司君 | 住民生活課長 桜木健一君 |
| 保健福祉課長 中江勝規君 | 農務課長 山崎義典君 |
| 建設水道課長 杉本力君 | 建設水道課上席主幹 竹田哲君 |
| 会計管理者 後藤裕幸君 | 総務グループ主幹 小林一仙君 |
| 企画グループ主幹 小野勇二君 | 生活環境グループ主幹 内山徹君 |
| 税務グループ主幹 中林秀文君 | 保健福祉グループ主幹 和田政則君 |
| 農業グループ主幹 前田直久君 | 水道住宅グループ主幹 町屋英雄君 |

◎教育委員会

| | |
|----------------|----------------|
| 教育長 草野孝治君 | 教育次長 大堀裕康君 |
| 教育グループ主幹 元岡友之君 | 教育グループ主幹 前田貴也君 |

◎農業委員会

事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本 守 君 事 務 局 長 望 月 清 貴 君

◎議会事務局

事 務 局 長 望 月 清 貴 君 事 務 局 副 主 幹 丹 伊 田 和 博 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告を致します。9月14日、15日、決算審査特別委員会が開かれ付託事件の認定第1号乃至認定第7号の審査を行い、それぞれの審査結果報告書が議長宛に提出されており、本日の会議に付議しております。次に、休会中に議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から提出の9月実施、例月出納検査報告書は写しを配布しています。次に、追加議案について申し上げます。議会側提出のもので意見書案3件、議員派遣1件、承認1件で本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号 委員会報告 令和3年度美深町一般会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 認定第1号 令和3年度美深町一般会計決算の認定について乃至日程第8 認定第7号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。本件、認定第1号乃至認定第7号は決算審査特別委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括してご報告を頂きます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 決算審査特別委員会委員長報告をさせて頂きます。認定第1号乃至認定第7号について、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。令和4年第3回定期会において、本特別委員会に付託されました認定第1号 令和3年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について。去る9月14日と15日の2日間、各会計決算書、財産に関する調書、決算説明書、主要施策評価調書、監査委員意見書等に基づき審査を行いました。審査の経過につきましては、議長並びに監査委員を除く全議員で構成する特別委員会ですので、省略させて頂き

ます。審査の結果、認定第1号乃至認定第7号については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告は、認定第1号 令和3年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については全員賛成で認定すべきものという報告です。決算審査特別委員会は、議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。従って質疑討論を省略し、採決を行います。日程第2 認定第1号 令和3年度美深町一般会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第1号については認定することに決定しました。

◎日程第3 認定第2号 委員会報告 令和3年度美深町国民健康保険特別会計
決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 認定第2号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第2号については認定することに決定しました。

◎日程第4 認定第3号 委員会報告 令和3年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 認定第3号 令和3年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第3号については認定することに決定しました。

◎日程第5 認定第4号 委員会報告 令和3年度美深町介護保険特別会計決算
の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 認定第4号 令和3年度美深町介護保険特別会計

決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第4号については認定することに決定しました。

◎日程第6 認定第5 委員会報告 令和3年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 認定第5号 令和3年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第5号については、認定することに決定しました。

◎日程第7 認定第6号 委員会報告 令和3年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 認定第6号 令和3年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第6号については認定することに決定しました。

◎日程第8 認定第7号 委員会報告 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 認定第7号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、認定第7号については認定することに決定しました。

◎日程第9 議案第34 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第34号に関し、質疑行います。質疑あ

りませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第34号について採決します。議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第34号は可決されました。

◎日程第10 議案第35号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第35号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから議案第35号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第35号について採決します。議案第35号 職員の給与に関する条例及び美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第35号は可決されました。

◎日程第11 議案第36号 美深町遠距離通学児童生徒の通学補助条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第36号 美深町遠距離通学児童生徒の通学補助条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第36号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今回の改正によりまして、第3条が改正に追加されたよう形になっておりますが、ここで言います公的交通機関の利用という場合に、対象となる公的交通機関というのがどこになるのかということと、それから別に定める運賃相当額というものは

どのような内容になっているのか、その2点についてお伺いしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今のご質問の部分なのですけれども、公的交通機関ということで、今、仁宇布線のデマンドバスのことを想定しております。また、交通費の部分につきましては、そのデマンドバスの交通料金のことを想定しております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは、利用しない公的交通機関を利用しない場合は、独自に何らかの方法で通学するということであれば、今のデマンドバスの半額を補助という形で理解してよろしいですか。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今のご質問の部分なのですけれども、公共交通機関を利用しない場合ということにつきましては、議員さんがおっしゃられた通り、その部分の2分の1というような形で考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第36号について採決します。議案第36号 美深町遠距離通学児童生徒の通学補助条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第36号は可決されました。

◎日程第12 議案第37号 財産の無償貸付について

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第37号 財産の無償貸付についてを議題とします。これから議案第37号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） これは手続き上の根拠としてお聞きいたしますが、公募の必要性及び公告等の必要性が私はあると思うのですが、過去にも18年ぐらい経過しているということで、そういう実態はなかったわけですけれども今、言った公募の必要性、公告等の必要性についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今の部分でございますが、今回、現在使われている

方から継続の希望がございました。この間、施設の管理状況ですとか地域の方々との交流の場になっているかなど、地域の方からお話を聞かせて頂き、施設についても良好に管理されており、地域とも密接な繋がりを持った施設になっていることを確認させて頂きましたので、今回につきましても公募ではなく引き続き貸付を行っていきたいと考えてございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 分かりましたが、しかしですね。町有財産である以上は、公募の必要が私はあると思います。というのは、町民皆の共有の財産であるという意味ですので、当然ですね。そこには何というのでしょうか、チャンスといいますか、希望がいるのかないのか定かではありませんか、公告する必要があると私は思いますけれども、今現に利用されている方にお聞きしたら、そういうことだということで良いのでしょうかね。私は全体に図っていなかった場合は同じでも構わないですけれども、新たに希望している方も町内におられるかもしれません。あくまでも共有財産という意味合いから私は必要でないかと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） その件に関係しましては、言われた通りの部分もございますが今、現在使われている方の継続が希望されており、優先的に貸し付けを行っていきたいなと考えておりますし、また普通財産の貸し付けになるものですから、必ずしも公募というような必要性はないかと考えてございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町が持つ財産、普通財産と今答弁がございましたが、これについての貸し付けについての基本的な考え方というのは、しっかりその財産管理のところでちょっと示した方が、これ誤解を招かない形になるんじゃないかと思いますが、財産のその貸付についての基本的な考え方、どうなのでしょうかね。そこをきちっとしなければと思いますが。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 普通財産の貸し付けについては、財務規則の方に定められておりまして、貸付申請は町長に対して貸し付けの申請を行うということで、そこで公募をしなさいというような定めにはなっておりません。ですので、今、教育グループ主幹が言わされたようにですね、申請があった方に貸付をするということになっております。これを無償で貸し付ける場合は、適正な対価なくして貸し付けるということになりますの

で、それは当然、議会の議決が必要になると。条件に合致するものを除いて無償で貸し付ける時は議決が必要であるということで、それも定まっているところであります。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第37号について採決します。議案第37号 財産の無償貸付について賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って、議案第37号は可決されました。

◎日程第13 議案第38号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第38号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。これから議案第38号に関し、質疑を行います。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 11ページになります。物産展示館並びにびふか温泉のエレベーターの補修請負費についてですが、老朽化というような形の説明がございました。両方も定期的に業者の方が来て、判断をして、点検をして、その結果に基づいたものだと思うのですが、今もなお稼働状況にあります。大丈夫なのでしょうか。話を聞くと、場合によっては止まる場合もあるというような話を聞いております。緊急性を要するのであれば使用禁止等の措置も必要でないかと判断するのですが、エレベーターの状況を含めてもう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） ご質問の物産展示館とびふか温泉のエレベーターの補修の関係ですけれども、議員がおっしゃる通り、経年劣化が激しいということで今回補修の提案でございますけれども、今すぐ止まるかと言いますと危険性はないわけではないという状況ではあるかと思っていますが、止まったとして、大きな事故になるかというと、2階建てということもありますけれども、何というのでしょうか。その故障した時の着床する、安全に着床するなり止まるなりという装置が一応ついております。それも果たしていつ壊れるかというところは分かりませんけれども、そんな状況で確かに危険な状況が近づいているということには変わりないかと思っていますが、そういう心配が実は保守点検の中で、1年以上前ですかね。聞くところによると1年以上前からそういう心配が、経過年数が物産展示館の方で28年、いや物産展示館30年経ちますね。びふか温泉について2

8年経ちますので、耐用年数からいって相当前から検討はされてきております。そんな中で、今回提案させて頂いた見積もり修繕内容についてはですね、何と言ったらしいでしょう。経年劣化が激しい、あるいは部品の供給がそろそろ停止してしまうという心配な部分、ですから今まで点検の中で積み上げてきた部品等の修繕の考え方というものをかなり精査した中で、必要な部分だけ今回早急に補修をしたいなということで考えております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 万が一、お客様含めて乗っていた場合に止まった場合ですね。関わる従業員や何かの対応策というのは伝えてあるのでしょうか。

○委員長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 繼続的にメンテナンス、保守点検を行っておりますので、すぐに停止するですか、事故が起きるということはないかと考えております。それでエレベーターについては、その点検の際に担当者にその停止した場合の対応方法等というのは、研修という形で習っているとおさえていますので、万が一の場合には担当の方が対応できると考えております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） それが事実であればいいですが、働いている方の話を聞くと一切分かっていないですよ。ましてや今、人が今入れ替わっている状況ですから。尚更そういうことだと思いますね。その辺含めてですね。もう1点お聞きをしますけれども、直接今回の補正とは関係ないのですが、消防署の点検等が春先に必ず施設等含めて行われております。その際に、物産館の中の火災受信機の基盤が誤作動を起こしています。その辺りのことは把握しておりますか。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） まずエレベーターについては、今回そういう部品の供給等が心配されるということで、あとですね。価格の高騰も今後見込まれるという中の今回の提案ですので、ご理解頂きたいと思います。消防設備点検のことについても、振興公社の方からお聞きしておりますし、今回検討はしていたのですが機種がちょっと変わった時期がありまして、それでどちらを選択するかというところの結論が出ていなかったものですから、今後、更に検討を進めてですね。近いうちに、その辺の修繕等も行っていきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私もそのエレベーターの補修工事について伺いたいと思いますが、具体的にはそのリニューアルさせるのは、どの部品をどう取り換えることによって改善を

図っていくのかという部分。具体的に技術的なこともあるうと思いますが、例えばモーター部分を取り換えるのか、あるいはけん引しているケーブル等を取り換えるのか、その概要で結構ですから教えて頂きたいということと、それによって今後、何年間程の延命を図ることができるのかということ、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 今回の補修工事の内容ですけれども、概要になってしまいますが、まず、びふか温泉のエレベーターについては、ロープ式といってつり上げ式のエレベーターということが、まず前提に1つ押さえて頂きたいのと、物産展示館は油圧式という方式のエレベーターでちょっと種類が違うので、若干内容が変わるのでけれども、ほぼほぼ共通の部品が交換という形で見積もっていますので、その辺ちょっと概要を説明させて頂きたいと思います。一番大きいのは、制御盤といわれる中枢の機械ですね。それが大きなものとなります。その他、停電時の自動の着床装置、停電した時の安全装置ですね。それと停止位置のリミットスイッチといわれる部品ですけれども、エレベーターの上がりすぎですか、下がりすぎというものを感知して停止させるという装置が1つ。あと、ドアに関するモーターとセンサーですね。その辺の交換があります。あと、ドアを手で中からですね。ドアを手で開けようとしても開かないという装置もついているのですけれども、その交換も含まれております。あとは大きなもの、地震の感知器、地震の際に安全に停止なり着床するという装置が交換となります。それとですね、物産展示館については、先程も申し上げましたようにつり上げ式ですので、巻き上げ機という部分のモーターですか、ブレーキの交換が入っております。それと、びふか温泉については油圧式ですので、油圧ユニットの制御弁という部品の交換が含まれております。あと共通で、天井の照明ですね。LED化という、今、同じものに交換しようとしても部品なり機種がないということでLED化に交換することにしております。それと押しボタンですか、中の表示灯というのですか。何階という電気光る部分とか、その辺も交換することになっておりますので、その際に非接触型というのですか。触らなくてもいいボタンに変更するという計画でおります。今回の、この補修を終えると延命としてはどのくらい見込めるのかというご質問ですけれども、メーカーの方で言えば今回変えた部分については、今後20年程度は部品の供給は見込めますということをお聞きしています。ただ今回、精査した中で省いている小さい部品が今後も補修が出てくると思うのですけれども、その辺はその都度部品の供給が止まる前に交換をしていくという風に考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、お話を聞いたところによりますと、要するにエレベーターの

枠といいますか、施設とか箱その以外をある意味ほとんど取り換えるという解釈でよろしいですか。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 大きく考えればそういう考え方ですけれども、まだまだ細かい部品等、沢山あるようですから、私も把握していない部分多くあると思います。ただ、耐用年数20年から25年というエレベーターの耐用年数なり、メーカーの計画の中で必要な部分ということを今回、大きくリニューアルさせて頂くという事で、考えております。

○5番（岩崎泰好君） 分かりました。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今の件ですけれども、私もちょっとお聞きしたいですけれども。そもそもですね。このエレベーター2基場所は違いますけれども、全部新しくするとなるとどれくらいの金額になるかだけちょっと教えて下さい。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 申し訳ないのですが、全面交換といったような見積もりは考えていなかったものですから、積算なりも取っていなかったという事でご了承頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 補正予算に基づいての質問をしてくださいね。7番 小口君。

○7番（小口英治君） やっぱり私はですね。修理代が700万、800万と高額ですかね。当然、その比較検討の材料も示すべきだと思います。私はそう思います。それで何かあったら言ってください。なければ、自分でどうしようか判断しますので。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） 先程、部品交換の概要を説明させて頂きましたけれども、それを全面的に、全体を交換というよりも造り替えなり建物の躯体の方まで影響すると思いますので、そことの比較は単純には出来ないかなと思います。大幅に全面を取り換えた場合の工事費というのは、相当な額だと思っていましたので、そこの比較はしていなかったところです。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） この11ページ、町民運動会の負担金という事が減額になって、説明ではですね。10月9日に、びふかスポーツフェスタということで、300人規模でスポーツフェスタをやるといった中で、どのようなフェスタ内容が決まっているのか。それと町民の周知的なものは、どのような形で行われるのか。それとコロナ禍において町民

運動会がこの2、3年、丸3回目ですか。今年やらないということになれば、3年中止になってきたので、今後このような形が下火になった場合に、次年度からはいわゆる各自治会対抗の美深町民大運動会的なものをまたもう一度はじめる、やるというような考え方でおられるのか、その点についてちょっとお聞かせください。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 今、ご質問のですね。町民大運動会の関係について3つご質問があったと思いますので、1つずつお答えしたいと思います。まず10月9日に予定しております、びふかスポーツフェスタ2022、こちらですね。基本的なコンセプトとしまして、子どもからお年寄りまでが皆さん一堂に会してスポーツを親しむ日を1日つくろうということで企画を致しました。イベントの内容としては、まず皆で町内をウォーキング、こちら4キロと2キロのコースを設けて、約30分から1時間くらいのコースを歩いてくるということです。その前に、ちょっと皆でラジオ体操とか皆で集まる機会も中々ないものですから、町民ラジオ体操みたいなこともあります。戻ってきてから限られた時間ですが、町民大運動会の種目ですね。今までやってきた色々な競技がありますので、それを皆さんで。競技制を持たずに、交流を深めるためにですね。和気あいあいと楽しんで頂くというようなコーナー。あと、スポーツ協会にお願いして、今、計画ではトランポリン、外にですね、トランポリンを出して飛んでもらうとか、あと簡単なこう体力測定、トレーニングの握力とかそういったその自分の健康年齢を測るコーナー、あとスポーツクラブにお願いをしてしまってスポーツの子供向けのニュースポーツですね。そういうたのもも体験して頂く。最後、抽選会ですね。特産品ですか、スポーツ用品を今まで行っていました運動会に準じてそういった楽しみも設けたいなど。概ね午前中開催くらいで3時間くらいで、コロナ対策等もとりながら進めていければなと計画をしております。周知方法、本議会で可決頂きますと、明日からすぐ周知に向けた準備に入りたいと思います。期間も限られていますので、来週早々に新聞折り込み、または回覧板でパンフレットの製作準備も進めていますので、それを町民の皆さんに周知をかけたいなど。既に、先月号の広報誌とかでも周知していますが、既に申し込みされている、来た方も問い合わせがありましたので、漏れのないように防災端末等で広く周知をかけていきたいと思っています。最後に町民大運動会の今後の方向性ということで、実はこの間、自治会長、体育部長、スポーツ推進委員とですね。4月から今後の町民大運動会、実は3年連続中止になっております。その中で示された姿勢方針としましては、確かに農村部を中心にチーム編成が非常に苦しい、過渡期に来ていると。いうような意見が多数寄せられている中で、ただ64年間ですね。続いた町のスポーツ大きなイベントですので、チーム編成、種目、年齢制限、今までと同

じやり方、発想ではチーム編成困難なのですが、何とか今後も種目を見直して、参加しやすい形をとって続けていくべきという意見がやっぱりあります。コロナ、マスクを外して大きな声で声援を送る。そして、夜の反省会までが楽しみだという意見が多数寄せられています。そういう中で、やむを得ず運動会中止になりましたが、8月第4週日曜日は町民大運動会の日ということで、コロナ収束を願いながら従来通りの形をまず基本として、今後もですね。各自治会から寄せられた意見を参考として、我々教育委員会としては運動会の再開に向けて協議の準備は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 今の答弁で重々分かりました。ただ、今回の2022のフェスタ、この参加者がそこそこあって、次年度もまたこういうフェスタ的なものを開いてほしいという要望なり、参加者人数なり今回の催しの結果なりを考えてですね。次年度も2021のフェスタを考えていく考えがあるのか、検討していく考え方があるのかちょっとその点だけ最後お聞かせください。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） スポーツの日ということで、当初は10月10日に3連休最後の日ということだったのですが、会議の中で月曜日やはり仕事の方、3連休最後の日ということで、どうしても日曜日にやりたいという事で、一日ずらしました。スポーツの日のイベントということで、今回運動会代替イベントということですので、現時点ではですね。やはり町民大運動会をまず考えて、今回のスポーツフェスタの色々な意見が当然でると思います。それを踏まえてですね。大成功した場合にはどうなるかということだと思いますが、基本的には代替イベントですので、今回1回のイベントとして、まずは1回けじめをつけたいと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） すみません。先程のエレベーターの件で、流れで聞けばよかったですけれども、すみません。この補修の方、聞いた話でやっぱり大掛かりになるのかなという気がするのですけれども、分かるところで工事の期間がどれぐらいになるのかというのと、また多分営業中にやるのでしょうから、その営業にどのような支障が出るのか想定している部分あったら教えて下さい。

○議長（南 和博君） 小野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小野勇二君） エレベーターの工期等については、まず発注して部品を製造する部分もありますので、そういう部品を調達するまで4ヶ月近くかかるという

ことになっています。そうすると、今から発注すると、2月なり3月になるということになるのですが、実際の工事の日程については、1台あたり7日間を見込んでおります。その辺が3月の上旬から中旬にかけてという風な計画になるかなと思っていますが、もしその期間エレベーターを停止せざるを得ないのですが、温泉に関しては予約者を受け付ける段階で、その決まった日程はエレベーターを使えない状況だという説明を加えて、予約をとっていくと検討をしている段階です。物産展示館については、その期間周知、事前の周知というのは張り紙等でお知らせするしかないかなと考えておりますが、実際、停止する期間は7日間ずつということでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 先程の町民運動会の流れで聞けばよかったですけれども、ちょっと聞きそびれてしまいました。今、教育委員会の方は町民運動会とこの代替の話についてご説明がありました。町民運動会の今後の在り方としては、色々希望もとっている中で、これまでのものを検証していきたいという内容等の変更は考えますけれども、基本的にはこれまでの在り方をまた戻していきたい、状況に戻していきたいというご回答でしたけれども、私が思うにはそもそも自治会対抗で競い合うという形のもの、これはもう無理があるのではないかという風に感じているのですよね。そこも含めた中での内容変更等の中で、今後どうしていくのかなという考え方やっぱり必要ではないのかなと思うのですけれども、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 藤原議員ご指摘の、今頂いたご質問の通り、自治会長会議、体育部長会議でもですね。同じような意見が会議の場で議題として実際挙がっております。それを踏まえて、今、直近の第64回大会、全17自治会の内、参加されているのが14自治会、合同吉野斑渓1チームありますので、13チーム。欠場3自治会。この3年間今中止になって直近の会議の中では参加が不可能だというのが5自治会、実は頂いております。ということで、大運動会という全町的なこのイベントとして成立するのかという意見も確かに頂いております。そういう中で、一方でやはり競技性といいますか、1位、2位、3位、勝った負けたとかですね。そういうこう楽しみもやっぱりあるんじゃないかということで、チーム編成の仕方という事も誘導策として、やはり考えていくべきじゃないかというご意見も頂いております。そういう中で、全町民の方が例えば農村部、運動会に出たくてもチームが組めないという方もいると思います。そういう方をどうフォローしていくかということも大切になってくるかと思います。やはり、1番苦労されているのが体育部長さんですね。チーム編成する時に、やはり年齢制限種目とかありますと、

1軒、1軒回って選手をお願いして集まって頂いているという状況も把握していますので、そういったことも実はアンケート結果ですとか、色々な聞き取りで我々中止になった3年間だったからこそ色々な情報を得られましたので、そういったことも慎重に議論しながら進めていきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第38号について採決します。議案第38号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第4号）に賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って、議案第38号は可決されました。

◎日程第14 議案第39号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第39号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第39号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 7ページになります。22節の返還金についてお伺いをしたいと思います。金額がですね。前のページの歳入の繰越金、前年度繰越金と基金繰入金という形になっておりますが、返還金に基金を充てるようになった経緯をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 今のご質問だったのですけれども、介護給付費準備基金につきましては、介護保険会計において余剰金が発生した場合には積み立て、財源が不足した場合には基金を取り崩して充当するというような目的で設置しているものであります。介護保険の運営につきましては、3年間を計画期間として運営しているわけですけれども、この3年間の期間で必要な介護給付費を推計しまして、財源につきましては法令に定められている通り、国・道・町、そして支払基金を見込んでおります。残りの部分を介護保険料で賄うことになっております。今期、令和3年から今期の計画始まっているわけですけれども、この3年度に立てた計画の中で、保険料を算定するわけですが、

その保険料を算定する中で、基金を取り崩して保険料を算定、保険料を軽減するというような方針で行っております。この予算を組む段階でも、令和3年度の予算を組む段階におきましても、基金を取り崩す前提で予算を組んでおります。国・道の負担金が単年度で精算できれば凄く分かりやすいのですけれども、翌年度精算ということございます。3年度の決算の中で、国・道の負担金が多く交付されたということがあって、3年度の決算の中で結局基金を取り崩さないで運営できたという部分ございます。翌年度精算にあたりまして、当初予定していた基金を取り崩して財源に充てていくということで、今回の補正の計上ということになってございます。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 返還時期ですが、恐らく年度末にきちっとある程度あれまして、書類の流れで時期的なもののがかかると思うのですが、今回含めて今まで時期的な考え方というのは、どのようなことになっていきますか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） いつもですね。国・道の負担金につきましては、年度明けての精算になってございます。その関係から補正時期については、返還時期については今時期ということになっております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第39号について採決します。議案第39号 令和4年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第39号は可決されました。

◎日程第15 意見書案第3号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 意見書案第3号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は小口議員、賛成者は藤原議員、中野議員、荒川議員、名取議員です。この際、提出者の小口議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

7番 小口君。

○ 7 番（小口英治君） 国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書の提出について。提出者は、わたくし小口。賛成者は、藤原、中野、荒川、名取両議員です。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣でございます。意見書の内容は、朗読によって代えさせて頂きます。国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書案。北海道は豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しております、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。こうした中、社会资本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な問題を抱えている。今後は、北海道の強みである食や観光に関する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靭化に資する社会资本の整備を図ることが必要である。こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靭化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。よって、国においては次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。記 1つ、国土強靭化に資する社会资本の整備・管理が長期安定的に進められるよう公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。2つ、防災・減災、国土強靭化のための5ヵ年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的な国土強靭化の取組を進めることが重要であることから、5ヵ年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。4つ、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた道路維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。7、冬季における円

滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。8、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や、準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取り組みに必要な財政支援を更に強化すること。9、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。皆様の議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第3号について採決します。意見書案第3号の提出について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第3号は原案の通り可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第16 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第16 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、藤原議員。賛成者は、小口議員、中野議員、荒川議員、名取議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは、意見書の趣旨を申し上げます。まず地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出するものであります。提出者は藤原。賛成者は、小口、中野、荒川、名取の各議員であります。提出先は、内閣総理大臣、衆参両議長、以下担当各大臣となっております。それでは意見書の内容を読み上げさせて頂きます。地方財政の充実・強化を求める意見書案。現在、地方自治体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子

育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。しかし、現実に地域公共サービスを担う人材が不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について政府は 骨太方針2021において2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか。大きな不安が残されています。このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めるものであります。1、社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。2、新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、この分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。またデジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。5、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。6、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の待遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。7、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方自治体への譲与額を増大させるようその譲与基準を見直すこと。8、地域間の財政偏在性のは正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税の税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行う事。またコロナ禍において、固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じること

がないよう対応をはかること。9、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたでの、意見書案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第4号について採決します。意見書案第4号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第4号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第17 意見書案第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 意見書案第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、岩崎議員。賛成者は、和田議員、齊藤議員、田中議員です。この際、提出者の岩崎議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出について提案をさせて頂きます。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。提出者は、わたくし岩崎。賛成者は、和田、齊藤、田中の各議員でございます。提出先は、衆参両議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣でございます。意見書案の朗読をもって代えさせて頂きます。水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書。コロナ禍の長期化は、農産物需要が減少、在庫増、価格低迷など生産者を苦しめていますが、生産者は国民の食料を支えるとの思いで、農作業に励んでおられます。昨年から、食品価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻と長期化で食料不足や価格高騰が続き、消費者への影響も深刻になり、庶民の生活を

直撃しています。また、肥料や飼料など生産資材が多くが輸入に依存している現状から、品不足と価格高騰現象が続き、円安が追い打ちをかけ生産者を窮地に追い込んでいる状況です。そういった情勢の中で、国が進める水田活用の直接支払交付金の見直し政策の実施は、国に協力し築き上げてきた北海道の営農体系に大きな変更を求めるものであり、離農を生み、農地の流動化や耕作放棄地の増加、土地改良区の運営などに大きな影響が懸念されます。また世界的食料価格高騰や地球温暖化、大規模自然災害などで食料自給率が低い我が国の食への不安が広がっている中、水田活用の直接支払交付金の見直しは、食料自給率引き上げに逆行するといえます。よって次の対策を強く求めます。1、水田活用の直接支払交付金の見直しは中止をすること。2、肥料、飼料の安定確保と生産資材の高騰対策を行うこと。3、食料自給率を確実に引き上げるため、価格保障や所得補償など、生産者を励ます政策を実施すること。4、農産物の輸入依存を減らす外交努力を行うこと。以上であります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第5号について採決します。意見書案第5号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第5号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第18 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第18 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定によって、お手元に配布の通り議員派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は原案の通り決定しました。

◎日程第19 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第19 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。ここで暫時休憩します。再開は概ね11時20分と致します。議長から議会運営委員会を招集しますので委員会室にお集まりください。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。諸般の報告を行います。休憩中に議会運営委員会が開かれ、長側から補正予算1件、同意2件の追加議案が提出されております。追加した議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第20 議案第40号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第5号）

○議長（南 和博君） 次、先程追加しました日程第20 議案第40号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今追加をお願いしました、追加議案を提出しておりますが、補正予算について提案説明を申し上げます。新型コロナウイルスの感染症の重点化予防を目的とする、オミクロン株に対応した国の新型コロナワクチン追加接種の実施方針に基づいて美深町が実施する集団接種等の経費について追加を致し、感染対策に万全を期して参りたいと思っております。なお、追加補正にかかる財源につきましては、全額国庫支出金を充てて整理しているわけであります。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ2,780万8千円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ53億6,597万9千円となるものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは、別冊で配布しております議案第40号を説明いたします。議案第40号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第5号）。令和4年度美深

町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ2,780万8千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ53億6,597万9千円とする。歳入・歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は第1表 岁入・歳出予算補正による。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第40号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、説明頂いた中で、今回は5回目の接種ということでオミクロン対応の改良ワクチンということでありますけれども、これ4回目が始まった時点で5回目に関して色々情報が出ておりました。5回目に関しては、4回進んでいるので、その65歳以上の方、もしくは自己疾患のある方等、色々そういった情報も出ておりましたけれども、冒頭ちょっと課長からも説明ありましたけれども、今回は町民の中ではそういったどういう方を対象として今後の接種計画を立てていくか、ちょっと確認も含めて伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 今回のオミクロン株のワクチンの対象者につきましては、12歳以上で2回接種を終えた方すべてが対象になります。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） ということは、2回接種以上の方は皆対象となることで、まだ受けていない方というのはこの対象ではない別な形の対応が必要になるということですね。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） はい。2回受けた方が対象ですので、まだ受けない方、1回目、2回の方については従来株のワクチンを接種することになります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今の件に関連してきますが、先程の説明では4回目接種後という話がございました。今、質問の中でも4回目接種を終えたというような話もございましたが、基本的に新聞報道などを見ますと、3回目を受けてその後、新たな2価ワクチンの接種も可能だというようなことも報道の中であったと思うのですが、その辺の理解はそれでよろしいのですか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 対象者は4回目ではなくて、2回目を打ち終え

た方が対象になります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） これ、接種は任意でございますから、中々個々人の都合で打たれていない方もいると思います。そんなんで、丁寧な説明が必要かなと思うところですが、その辺の方法論についてどのようなことを考えておられますか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 町民の方に対する説明の関係ですが今、現在全てのことについて決定しているわけではございません。今、報道されている部分が先行、報道が先行してしまっているものですから、皆さんもご存じのことかと思いますけれども、今回の対象者は2回目を終えた方。12歳以上で2回目を終えた方、そして今まで打ったことがない方は従来株のワクチンを打つと。そしてオミクロン株は今のところ1人1回までの接種ということになっています。それと、接種間隔ですね。接種間隔も今、現在は5カ月。最終接種から5カ月経った方ということになっていますが、今、短縮するような方向で調整をしているという部分があります。こういうことがございますので、決まり次第、町民の皆様に周知をして接種の方を進めていくわけですけれども、従来同様回覧はもちろんですが、情報端末機やホームページ等で随時お知らせをして参りたいと考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから議案第40号に関し討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第40号について採決します。議案第40号 令和4年度美深町一般会計補正予算（第5号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第40号は可決されました。

◎日程第21 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第21 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第1号でありますけれども、教育委員会委員の任命について提案説明をさせて頂きます。現在、教育委員として活躍を頂いております、大島一夫さんが9月30日をもって任期満了となることから、引き続き本町の教育委員として任命いた

したく、議会の同意を求めるものであります。大島さんは、昭和31年12月19日の生まれで、現在65歳であります。平成7年に美深町に転入され、平成9年から恩根内において畑作による営農をはじめ、地域の中核農家として活躍をされている方でございます。大島さんは、現在も教育委員として教育行政に熱心に取り組んで頂いておりますけれども、この間、仁宇布の小中学校の建替えだとコロナ禍における教育機関の運営にご尽力を頂いている方でございます。今後におきましても、これまでの豊富な経験を活かして本町教育行政の推進にご活躍を頂きたく、ご期待を申し上げているところでもあります。本町の教育委員として、更に任命を致したく考えておりますので、先ずもってご提案を申し上げて皆様のご同意を頂きたくお願い申し上げる次第であります。なお、大島さんの経歴等についても、申し上げたい訳でありますけれども、大島さんは現職でありますので、今、申し上げたようなことも含めてでありますけれども、若干申し上げておきますけれども、大島さんは50年の3月に京都府出身であります、京都の洛北高等学校を卒業して、更に54年の3月には明治大学農学部農学科を卒業している方でございます。そして54年の3月には神奈川生活協同組合に入られて、ユーコープといいますか、に就職されて、店舗だとか、物流センターだとか、更には本部勤務、こういうところで仕事をされた方であります。7年から美深町においてになって新規就農、さらに恩根内の9年からは恩根内の新規就農ということで畑作の営農を続けられている方、こういう方でございます。免許等々の取得もあるわけでありますけれども、現職でありますので省略をさせて頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第1号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、同意第1号は同意することに決定しました。

◎日程第22 同意第2号 教育委員会教育長の任命について

○議長（南 和博君） 次、日程第22 同意第2号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第2号でありますけれども、教育委員会の教育長の任命につ

いて説明を申し上げたいと思います。本件は現職の教育長、草野孝治さんでありますけれども、9月30日をもって1期目が終了される。1期目、3年でありますけれども、3年に変わっておりますけれども任期満了となることから、引き続き教育長として議会の同意を求めて思っておりますので、議会の同意を求めるものであります。草野さんは昭和37年2月28日生まれでありますて、現在60歳であります。昭和55年に町職員として採用になり、幅広い行政経験を積み、農務課長だとか総務課長だとかを歴任して頂いておりまして、令和元年10月からは教育長を務めて頂いているわけであります。仁宇布小中学校建替えだとか、更にはコロナ禍における教育機関の運営に尽力されているわけであります。社会的にも人望が厚く、人格・識見ともに優れた方であり、これまで培われた豊富な経験を活かして教育行政の推進にあたって頂く最適任の方だと思っております。満場のご同意を求めるものであります。経歴については、現職でありますからご承知の方もおろうかと思います。しかしながら、若干説明を申し上げたいと思います。草野さんは昭和55年3月に美深高校の普通科を卒業されているわけでございます。55年の4月には役場の方に奉職頂いて、57年には教育委員会学校教育係をスタートに務めておりまして、更に自治振興室だとか企画振興課だとか、税務課だとか、総務だとか、また自治大にも2部でありますけれども、行っておられるわけであります。更には、27年には農務課長だとか、30年には平成の30年には総務課長だとか、こういう部門を歴任しておられるわけであります。更には、管内の教育委員会の連合会の社会教育委員長等も理事という形で参加させて頂いているわけであります。参加して頂いて。更には、道立旭川美術館の協議会の委員も歴任させて頂いているわけであります。その他、スポーツ団体だとか町の関係の色々な町外も含めてでありますけれども、色々な役職も兼ねているわけであります。スポーツ協会だとかトランポリン協会だとか、びふかスポーツクラブだとか、ロータリー関係だとか、カヌーの関係だとかカヌー協会ですね。更には、子どもと手をつなぐ親の会といいますか、育成会こういうものにも入っておりますし、美深高校の同窓会だとか養護学校のPTAだとかそういうものも歴任しておられるわけで。名寄陽だまりの会だとかそういうものも評議員として参加させて頂いているわけであります。以上であります。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、同意第2号は同意することに決定しまし

た。これで本定例会に付議されました案件の一斉を終了しましたので会議を閉じます。

これで令和4年第3回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　南和博

署名議員　名取明美

署名議員　田中真奈美